

社会福祉法人清翠会 役員等報酬規程

改正後

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清翠会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会等の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
役員会出席報酬等	3,000 円	利用した公共交通機関の実費支給

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
評議員会出席報酬等	3,000 円	利用した公共交通機関の実費支給

3 評議員選任・解任委員が同委員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
評議員選任・解任委員会報酬等	3,000 円	利用した公共交通機関の実費支給

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 3 監事、理事長及び理事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員等が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

種 類	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	そ の 他
金 額	10,000 円	3,000 円	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 宿泊費を超えたところに宿泊した場合は、実費を支給することができる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月28日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月17日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月3日より施行する。

別表 1

名 称	報 酬	費 用 弁 償 (日額)
理 事 長 業 務 日 当 等 (日額)	3,000 円	利用した公共交通機関の実費支給
理事及び評議員業務日当等 (日額)	3,000 円	利用した公共交通機関の実費支給

別表 2

名 称	報 酬	費 用 弁 償 (日額)
監事監査・指導監査立合報酬等 (日額)	15,000 円	利用した公共交通機関の実費支給